

愛媛県「特定非営利活動法人情報公開書類」電子公開等規約

(目的)

第1条 特定非営利活動促進法(平成10年法第7号。以下「法」という。)では、「特定非営利活動法人(以下「法人」という。)は、自らの情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべき」との考えにより、法人の情報公開の規定がおかれています。

愛媛県(以下「県」という。)では、法の趣旨を尊重し、県民が法人情報を閲覧する機会を拡充することで、法人制度に対する理解を促進することを目的に、県が管理するホームページ「愛媛ボランティアネット」(以下「ホームページ」という。)において、法に基づく法人の情報公開書類(以下「公開書類」という。)の一部等を公開します。

(公開書類)

第2条 ホームページ上で公開する書類は、別表1のとおりとし、平成19年12月1日以降に提出された書類を対象とします。但し、プライバシー保護の観点から、役員の住所(又は居所)については非公開とします。

(公開の手続き)

第3条 第2条で定める書類の公開は、法人から書面(様式1)による同意を得て実施します。

(公開の方法)

第4条 公開書類は、受付後、速やかに電子ファイル化し、ホームページ上に公開するものとします。

2 公開の期間は、縦覧書類については法第10条第2項、閲覧書類については法第29条第2項に準じた期間とします。ただし、定款については、永続的に掲載します。

3 公開書類の更新は年1回とし、次の更新時期まで、訂正等による更新は原則として行いません。ただし、法人が解散した場合は、速やかに情報を削除します。

(法人の自己責任)

第5条 公開する書類は、法に基づき、法人から提出があった書類であり、書類の内容に関する照会及び公開に関して生じた問題については、当該法人の責任で解決するものとします。

2 県は、本規約に基づいて情報公開を行ったことに起因し、又は関連して生じた一切の損害について、賠償責任を負いません。

(規約の変更等)

第6条 県は、必要に応じて本規約の変更等ができるものとします。また、変更等を行った場合は、当該ホームページに掲載する等により周知します。

(市町への事務処理権限の移譲に伴う特記事項)

第7条 本規約に基づくホームページ上での公開は、特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第21条により事務処理を行うこととなった市町のいずれかだけに事務所を置く特定非営利活動法人についても、第3条に定める公開手続きを経て実施します。

(その他)

第8条 県は、法人が公開書類のホームページ上での公開に同意しない理由やその他法定事務(各種届出や提出書類等)の履行状況を必要に応じて情報提供できるものとします。

附 則
この規約は、平成 19 年 11 月 16 日から施行します。

附 則
この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行します。

附 則
この規約は、平成 21 年 3 月 25 日から施行します。

別表 1

区 分		書 類	備 考
縦覧書類	設立認証申請時	1 定款 2 役員名簿 3 設立趣意書 4 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 5 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書	
	定款変更認証申請時	1 変更後の定款 2 役員名簿 3 変更当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 4 変更当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書	2 は、所轄庁の変更を伴う場合のみ 3 及び 4 は、事業内容の変更を伴う場合のみ
閲覧書類	法人設立後定款変更認証後	1 定款	
	事業報告書等提出後	1 事業報告書 2 財産目録 3 貸借対照表 4 収支計算書 5 役員名簿 6 記載事項に変更があった定款	

「役員名簿」の住所(又は居所)については、非公開とします。

様式 1

同意書

当法人は、「愛媛県『特定非営利活動法人情報公開書類』電子公開等規約」に基づき、愛媛ボランティアネット上で事業報告書等情報公開書類を公開することに

() 同意します。

(どちらかに をお付けください。)

() 同意しません。

同意されない場合は、その理由をお書きください。

【公開されることを前提にお書きください。】

愛媛県県民活動推進課長 様

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人名

(設立) 代表者

印

連絡先